

●市内宿泊事業者の皆さまへ感染防止協力協定のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済再開の両立を図るため6月1日から段階的に観光客の受入を再開しております。観光文化課では、**観光客の受入れと感染症拡大防止には、特に宿泊事業者の皆様と緊密に連携することが必須であると考えております。**

つきましては、感染症防止協力協定を締結していただける市内宿泊事業者の方を募集しております。協定書につきましては、観光文化課ホームページでご確認ください。

【対象】宿泊事業者（民泊を含む）

【締結の流れ】

①協定書内容の確認 → ②観光文化課へ電話 or メールにて連絡 → ③観光文化課から協定書の送付 → ④協定書に署名捺印の上、必要書類を同封し返送 → ⑤締結完了

【協定書締結後】

感染症対策に係る費用（マスクや消毒液購入など）の一部助成、市ホームページで事業所名等の公表、協力事業者ステッカー・感染拡大防止周知チラシ・発熱チェックカードの配布

【問い合わせ先】観光文化課 電話：0980-82-1535 FAX：0980-82-1911
Eメール：kankou@city.ishigaki.okinawa.jp

<https://ishigaki-fan-market.com>



石垣市直営オンラインショッピングサイト

IshigakiFanMarket

問合せ先 / 石垣市観光文化課 / TEL:0980-82-1535

出店事業者募集中



- ・システム利用料
- ・初期登録料
- ・ヨアアイテム掲載料

※要件は石垣市 HP をご覧ください

令和2年度 介護保険負担限度額認定更新のお知らせ

現在交付されている負担限度額認定証は有効期限が令和2年7月31日までとなっています。令和2年6月26日時点で認定証の交付を受けている方に対して、石垣市より「更新のお知らせ」をお送りします。

令和2年8月1日以降も継続して利用希望される方は更新の申請が必要です。

【受付期間】

令和2年7月1日（水）～令和2年8月31日（月）

時間：午前8時30分～午後5時15分（※正午～午後1時、土日祝日を除く）

【申請方法】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送でのお手続きをお願いします。**
お知らせに同封した申請書に記入し、必要書類を添付し、返信用封筒に入れてご提出ください。（必要書類については、お知らせをご確認ください。）

介護長寿課窓口でも受付けておりますが、混雑を避けるため、あらかじめ申請書にご記入いただいた上でご持参ください。

【注意事項】

※預貯金等の申告欄の記入、押印漏れのないようにお願いします。

※今年度については、更新申請の場合に限り、預貯金通帳等の写しは必要ありません。

【お問合せ先】

市役所介護長寿課 給付認定係
電話：0980-87-6022